

## 食の安全・安心の確立を求める意見書

大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、国は、昨年12月9日の食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の表示・規格指導官（食品表示Gメン）等を活用した個別事案に対する厳正な措置や、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）のガイドライン作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底などの当面の対策が盛り込まれ、現在、実施に移されています。

このほか、事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策も明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等の改正案が、近く国会に提出される予定です。

こうした対策が進む一方で、昨年末に発生した国内で製造した冷凍食品への農薬混入事件などを受け、消費者からは、関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理及び衛生管理体制の強化を求める声が少なくありません。

よって、国におかれましては、下記の事項について適切な措置を講じるとともに、食品に係る安全性の一層の確立に努めるよう強く要望します

### 記

- 1 食品表示等の適正化を図るため、景品表示法等改正案の早期成立及び早期施行を期すること。
- 2 景品表示法等改正案等に基づく対策の推進に当たり、必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、必要な法令の改正も視野に入れ、総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日

北海道江別市議会

### 提出先

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）